

権利擁護について

① 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

判断能力の乏しい高齢者や障がい者の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いをし、その方が日常生活を円滑に過ごすことができるよう支援をする事業です。利用に関する相談や、支援については能美市社会福祉協議会「くらしサポートセンターのみ」で行っています。

【くらしサポートセンターのみの支援内容】

- 福祉サービス利用のお手伝い
 - ・ サービス提供事業者を選択するための必要な情報の提供
 - ・ 介護サービス等の利用申し込みや契約の手伝い
- 日常のお金の管理のお手伝い
 - ・ 毎日の生活の必要なお金の出入れ
 - ・ 医療費、電話料、税金などの支払い
 - ・ 年金や福祉手当の受取り
- 大切な書類などのお預かり
 - ・ 年金証書、不動産権利書、保険証書など大切な書類
 - ・ 預金通帳や実印
 - ・ 大切な書類などをお預かりし、盗難や火災から守るため、金融機関の貸金庫等を利用して保管します。

② 成年後見制度(判断能力が十分でない人々の権利を守る)

成年後見制度とは、認知機能の低下、知的障害、精神障害、発達障害その他の精神上的の障害により物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守るため、「成年後見人」等が様々な契約や手続き、金銭管理などの支援をする制度です。制度の相談、支援は令和3年7月より、権利擁護の中核機関として「くらしサポートセンターのみ」に相談窓口を設置しております。

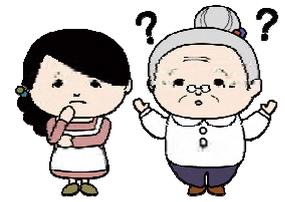
【くらしサポートセンターのみの支援内容】

- 成年後見制度の普及活動
- 成年後見制度の利用に向けた相談対応、申立て支援
- 成年後見制度開始後のフォロー支援

【制度利用までの流れ】

相談

くらしサポートセンターのみやあんしん相談センターなどに制度利用について相談をします。
制度の利用が必要な場合は、診断書と必要な書類、手数料などを用意し、ご本人の居住地を所管する家庭裁判所へ申立て手続きをします。



判断能力が欠けている

家庭裁判所

成年後見人などは家庭裁判所が選びます。(親族、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職)

申立てが出来る親族がない場合には、市長が代わりに行います。
※市長申立て



成年後見制度の開始

ご本人と成年後見人等に、家庭裁判所が審判結果を通知し、法定後見が開始します。
※申立てから後見の開始までは、約3~4か月かかります。

生活保護を受給している方など、後見人への報酬が困難な方への助成制度があります。
※成年後見制度利用支援事業

【問い合わせおよび相談窓口】

- 能美市社会福祉協議会くらしサポートセンターのみ
〒923-1121 能美市寺井町た8番地1 (ふれあいプラザ2階)
TEL 0761-58-6603
FAX 0761-58-6733
相談受付：月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く)
8時30分～17時15分
ホームページ www.nomi-shakyo.jp/c112.html
メールアドレス kurashi@nomi-shakyo.jp



【くらしサポートセンターのみ その他関連事業】

- 心配ごと相談 月3回実施 (予約不要)
 - 弁護士無料法律相談 月3回実施 (要予約)
 - 行政書士無料相談 月1回実施 (要予約)
- ※事業詳細は市ホームページまたはくらしサポートセンターのみへお問合せ下さい。

③ 法律扶助制度

経済的に余裕のない人が法的なトラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士に支払う費用の立て替えを行う制度です。

【問い合わせおよび相談窓口】

- 日本司法支援センター石川地方事務所
〒920-0937 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内
TEL 050-3383-5477 (平日9:00-17:00)

④ 高齢者虐待に際しての権利擁護について (2006年4月1日施行)

65才以上の高齢者の療養者や要介護施設の従事者等によって行われる人権侵害、身体的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄、放任、性的虐待、経済的虐待を発見したら速やかに市町に通報しなければいけません。

★通報することは守秘義務違反にはあたりません。特に施設内虐待などは職員による内部告発となるケースが多く、通報をためらうケースがみられますが、通報者は公益通報保護法にて解雇その他の不利益な取り扱いから守られます。

【相談窓口】

- あんしん相談センター(→連絡先裏表紙)

⑤ 障がいのある人の虐待防止法について (2012年10月1日施行)

高齢者虐待防止法と同様、障がいのある人への虐待を発見したものは通報する義務があります。虐待かな?と思ったら、速やかに行政に連絡するようにしてください。障がい者の保護を目的とした措置や、養護者への負担軽減に役立ちます。

【相談窓口】

- 能美市役所いきいき共生課 TEL 0761-58-2233 FAX 0761-58-2292
- 法務局 TEL 0570-003-110 (電話をかけた最寄りの法務局につながります)
相談受付【月一金】祝日を除く 8:30-17:15 TEL 076-292-7803

その他、福祉や生活に関する相談窓口については市ホームページまたは

二次元コード(右)をご覧ください。

